

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年 5 月 28 日開催（労働金庫業界）]

1. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

- 不確実な中東情勢が継続する中で、原油や石油製品については、「日本全体で必要となる量」は確保できているが、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じており、実際に金融機関からも、顧客企業において溶剤・シンナーやプラスチック製品等の不足や納期遅延が発生しているといった声を聞いている。
- くわえて、物価高や人件費を原因として倒産件数が増加しているとの民間の調査結果も出ており、中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者を与える影響には十分に注視していただきたい。
- また、中東情勢の影響を受け、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、2026 年 3 月 27 日、官民金融機関及び関係省庁を集めた意見交換会を緊急開催し、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底等を働きかけるとともに、金融担当大臣をはじめ、関係大臣連名による緊急要請を発出した。
- 各金融機関においては、本意見交換会及び要請文の趣旨を踏まえ、事業者への対応に万全を期していただくよう、改めてお願いしたい。

2. 価格転嫁・取引適正化対策に関する要請について

- 2026 年 3 月、足元の情勢等を踏まえ、価格転嫁・取引適正化の促進に向けた以下の要請を発出しており、いずれの趣旨・内容についてもその周知及び徹底をお願いしたい。
 - ・ 「価格転嫁・取引適正化対策に関する今後の取組について（要請）」（2026 年 3 月 18 日付）
 - ・ 「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」（2026 年 3 月 27 日付）

3. 令和8年岩手県大槌町の林野火災に係る災害等に対する金融上の措置について

- 令和8年岩手県大槌町の林野火災に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 当該災害等に関し、岩手県内に災害救助法が適用されたことを受け、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和8年岩手県大槌町の林野火災			
岩手県	4月22日（4月23日）	東北財務局	4月23日

4. 住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明の徹底について

- 2026年3月31日、各業界団体に対し、住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明の徹底について、要請文を発出した。
- 具体的には、金利・住宅価格の上昇等を背景に、政府として、住宅ローン利用者の金利リスクの普及啓発に取り組むことに加えて、住宅ローンの非対面手続の拡大など、住宅ローンを取り巻く環境の変化を踏まえて、
 - ・ 住宅ローン利用者に対する説明体制の自己点検及び必要に応じた見直し
 - ・ 住宅ローン利用者の実態や理解度に応じた金利リスクに関する説明の実施とその高度化に向けた工夫（その時点の経済情勢において合理的と考えられる金利変動を前提とした返済負担額のシミュレーション結果の提示など）の検討・実施
 - ・ 住宅ローン既契約者に対する情報提供の充実や住宅ローン利用者からの照会・相談に対する丁寧かつ適切な対応などを要請している。

- 各金融機関においては、要請内容を踏まえ、住宅ローン利用者に対する説明等に関して、主体的・積極的な取組をお願いしたい。

5. 手形・小切手機能の全面電子化について

- 手形・小切手機能の全面電子化の目標期限である 2027 年 3 月末まで残り 1 年を切った。2026 年 3 月末に全国銀行協会が公表した調査報告書によれば、2025 年の手形・小切手の交換枚数は約 1,400 万枚であり、一定の成果は見られるものの、目標値だった年間約 1,000 万枚からは乖離している。さらに、全国銀行協会の調査報告書では、一部の金融機関が既に設定している最終振出期限の前後に、利用者からの問合せが集中する可能性が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、各金融機関においては、目標期限から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応をより一層推進するとともに、利用者の混乱が生じないように、最終振出期限前から余裕を持って、体制整備や移行推進等、必要な取組の強化をお願いしたい。
- 本件は、金融界のみならず、政府や産業界が一丸となり推進していくことが重要である。金融庁も、例えば、全国銀行協会による広報ポスターやセミナーの後援、金融庁ウェブサイトにおける公表等を実施してきた。金融庁としても、今後も様々な場を通じて、事業者を含めた関係者へ政府方針等について説明を行うなど、引き続き国民の理解・協力を促したい。

6. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2026 年 3 月 11 日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催した。各障がい者団体から、「ATM・新システム開発等の際に、障がいを持つ当事者や専門家の意見を取り入れていただきたい」「代筆・代読について職員全体への理解・啓発を行うとともに、窓口到手話・筆談マーク等の案内表示をしていただきたい」「電話リレーサービスの更なる普及をお願いしたい」といった意見・要望が出された。
- 2026 年 4 月 20 日に意見交換会の議事概要等を金融庁ウェブサイトに公表しているので、参考にしていただき、一層、障がい者に配慮した取組を進めていただきたい。
- また、今後、例年実施している、障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査を発出するため、御協力いただきたい。

7. 超高齢社会に対応した親族間での信託の活用について

- 我が国においては高齢化の進展とともに認知症等となる高齢者は増加し、今後も増加が見込まれている中で、認知症等の人の日常生活及び社会生活をどのように支えるかが重要な社会課題となっている。
- こうした中、2025 年 5 月の「規制改革推進に関する答申」において、親族間での信託の活用による柔軟な財産管理を推進するため、金融機関において信託口座の開設を円滑に行うことができるよう、金融庁は、国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットも活用し、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることを、その制度の趣旨及び内容と併せて周知すること、とされた。
- 2026 年 3 月、法務省が、新たに信託制度の活用方法を解説したパンフレットを作成・公表した。各金融機関においては、本制度の趣旨及び内容の理解のため、当該パンフレットを活用いただきたい。

(参考) 信託制度のパンフレットの公表について (法務省)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00386.html

8. 2026 年 2 月 13 日付け金融活動作業部会 (FATF) 声明に係る要請について

- 2026 年 2 月 11 日から 13 日の間に開催された FATF 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止
 - ・ イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構

築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施

- これを受け、2026 年 4 月 13 日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和 8 年 2 月 13 日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。
- 同要請文においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

9. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

- いわゆる「フロンティア AI」の発展に伴い、サイバー攻撃に悪用され得る IT システムの脆弱性の発見能力や攻撃コード生成の速度が大幅に向上する可能性が指摘されている。特に、従来のツールや専門家では発見困難であった脆弱性が短期間で大量に検出される可能性があり、脆弱性公表から実際の攻撃までの期間が大きく短縮されることが懸念されている。
- 資金決済や証券取引のシステムは、相互接続性が高く、リアルタイムで処理されているため、サイバー攻撃により影響が発生した場合、直ちに市場影響や信用不安に波及し得るという特性がある。この点に鑑み、2026 年 4 月 24 日、金融担当大臣主催の下、日本銀行総裁、国家サイバー統括室、3メガバンク及び日本取引所グループのトップを出席者とする「AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催した。また、2026 年 5 月 14 日には、金融業界と IT 企業、政府・日本銀行等が、AI 技術の進展による脅威について共通の理解を持ち対応を検討するため、実務者レベルの作業部会を開催した。作業部会による議論の結果は、今後、同部会に参加していない金融機関にも適切な形で還元する予定である。
- 今後も、AI 技術は継続的に進展すると考えられるため、金融機関においては、従来型の対策の延長に止まることなく、攻撃者が AI を悪用することを前提に、防御の在り方そのものを見直す必要が生じている。具体的には、迅速な脆弱性情報の把握とパッチ適用、多層防御や監視・訓練の高度化等を進める必要がある。ただし、フロンティア AI の登場により従来の対策が全て無意味になるわけではなく、むしろこうした対応を効果的に行っていくための前提として、まずは基本的なサイバーセキュリティ対策を迅速かつ着実に

実行していくことが不可欠となる。また、サイバー攻撃はあらゆる対策を講じても防ぎきれない可能性があることを前提に、事業継続計画（BCP）や緊急連絡体制を点検するとともに、サイバー攻撃の顕在化リスクが高まった場合における対応策等に関する意思決定プロセスをあらかじめ明確化しておくことが重要である。経営陣のリーダーシップの下で対応方針を検討し、その実行に必要なリソース（予算・人員）の確保を含め、主体的な関与をお願いしたい。

- なお、政府全体の取組としては、2026 年 5 月 18 日、国家サイバー統括室（NCO）が中心となって、AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策に関する関係省庁会議が開催され、重要インフラ事業者等に係る政策パッケージを決定の上、注意喚起等がなされた。こちらについても、特定社会基盤事業者である金融機関を含め、実効的な対策を推進していく観点から御参照いただきたい。

10. マネロン等及び金融犯罪対策に係る最近の動向

- マネロン等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

<有効性検証の事例集更新について>

- 金融機関が変化するマネロン等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施にあたり参考となる考え方や、金融機関における取組事例集を 2025 年 3 月に公表した。
- 公表から約 1 年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026 年 3 月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を取組事例集に反映し、更新した。
- 金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」に取り組んでいただきたい。

<マネロンガイドラインの改訂及び FAQ の公表について>

- マネロン等対策について、これまで、金融機関においては、マネロンガイドラインで対応が求められている事項について、2024 年 3 月末までに対応を完了させ、マネロン等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。

- 預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化や FATF 第5次審査のメソ
ドロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネロンガイ
ドライン及びFAQを2026年3月に改訂し、公表した。
- 金融機関においては、改訂後のマネロンガイドライン及びFAQも踏まえ、
引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

＜金融機関が行う預貯金口座の不正利用等防止の取組に係る広報について＞

- 2025年9月に、インターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正
利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請したところ、金融機関がこのよ
うな対策を実施するに当たって、顧客である国民の理解・協力が不可欠であ
ることから、こうした取組の一助となるよう、警察庁及び各業界団体と連携
して動画を制作した。

- 動画は2種類作成しており、

- ① 金融機関は、詐欺被害防止のため、インターネットバンキングの初期利
用限度額を適切に設定するとともに、申込み時や利用限度額の引上げ時に
利用者への確認及び注意喚起を行っていることや
- ② 詐欺等が疑われる取引については、顧客への確認を行うほか、必要に応
じて取引の謝絶及び警察への連絡を行う場合があること

について、国民に対し理解を求めるような内容である。

- 制作した動画については、金融庁ウェブサイトや公式YouTubeに掲載した
ほか、各種広告媒体も活用しながら発信していく予定としている。

- 各金融機関においても、例えば、

- ・ 金融機関のウェブサイト、アプリやインターネットバンキングの案内ペ
ージ等に動画を掲載する
- ・ 金融機関の営業店等のデジタルサイネージで動画を流す
- ・ 金融機関が主催する資産運用や啓発セミナーの場において本動画を顧
客の研修材料として使用する

など積極的に活用いただきたい。

＜預金取扱金融機関間の不正利用口座情報共有枠組みの創設に伴う制度改正等について＞

- 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」の施策の1つとして、「預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設」が盛り込まれており、本枠組みの実現に向け、官民が連携して取り組むことが重要である。
- 国としても取組を支援するため、2025 年度補正予算において措置された「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業」において、システム構築費用に係る補助対象事業者を3月に決定した。
- くわえて、金融機関間で情報共有を行うための根拠規定の措置等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則及び監督指針の改正案に係るパブリックコメントを実施（2026 年3月27日～4月27日）したので、内容を御確認いただきたい。また、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正案に係るパブリックコメントも開始（2026 年5月13日～6月12日）したので、内容を御確認いただきたい。

＜口座不正利用対策強化に係る要請文のフォローアップ結果について＞

- 2025 年9月に要請した口座不正利用対策強化に係る要請文への各金融機関の対応状況を確認するため、2025 年11月から12月にかけて、2回目のフォローアップアンケートを実施した。
- 対応状況を集計・分析した結果は、2026 年5月以降、金融機関向けに説明会を順次実施するほか、2026 年6月を目途に概要を公表予定である。
- 2025 年1月の前回アンケートと比べ、口座売買等の違法性の周知や口座不正利用の態様分析等は進展が見られた一方、オンライン取引のアクセス環境に着目した不審取引の検知や検知した不正取引に対する適時の保留・制限等システム対応を要する項目の進展は限定的となっている。
- フォローアップは今後も継続的に実施していく予定であり、システム開発等、一定の時間を要する対応事項もあるが、各金融機関においては計画的に対策を講じ、口座の不正利用対策の一層の強化に取り組んでいただきたい。

＜犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（対面の本人確認方法の見直し）＞

- 2026 年3月6日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付

き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類を IC チップ付きのものに限定するとともに、当該 IC チップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法は原則として廃止されることが決まった。

- 2025 年 6 月の非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027 年 4 月 1 日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

11. 証券口座への不正アクセス・不正取引に係る監督指針の改正について

- 証券口座への不正アクセス・不正取引事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、2025 年 7 月には、フィッシング耐性のある多要素認証の導入といった対策強化を要請した。各業態の特性に応じて講ずべき対応を監督指針に反映するため、2026 年 2 月 27 日に改正版を公表した。
- インターネットバンキングにおいては、不正送金被害が引き続き発生していることに加え、足元では銀行で顧客のログイン ID・パスワードが窃取され投資信託が不正に解約される事例が発生している。これらを踏まえ、対応可能な対策から順次速やかに対応いただきたい。

(参考) 警察庁「令和 7 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によれば、インターネットバンキングにおいて、令和 7 年は約 104 億円（去年同期比で約 1.2 倍）の不正送金が発生。

- 不正アクセス・不正取引に関する対策状況については、金融庁として、改正後の監督指針等に照らして適切にモニタリングしていきたい。

12. 金融リテラシー調査の結果公表について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）は 2026 年 3 月 27 日に金融リテラシー調査（2025 年）の結果を公表した。
- 金融経済教育を受けたと認識している人の割合は、前回調査（2022 年）の 7.1%から、8.7%に増加した。
- 正誤問題の正答率は全体的に低下したが、金融経済教育を受けた人の正答率は前回から上昇した。
- 2028 年度末までに、金融経済教育を受けたと認識している人の割合を 20%

まで引き上げるといふ政府目標の達成には、金融機関の取組を含め、更なる金融経済教育の推進が必要である。引き続き御協力をお願いしたい。

13. 安定的な資産形成に向けた対応について

- 中東情勢における不確実性を背景に、金融市場のボラティリティが高まっている。
- 金融市場が大きく変動する中においても、顧客である個人投資家が長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、安心して資産形成に取り組むことができるよう、投資判断に必要な情報を適時に伝えるなど、顧客の不安を解消するような丁寧かつ積極的な情報発信をお願いしたい。
また、顧客からの照会や相談があった場合には、丁寧な対応をお願いしたい。

14. 金融機関による J-FLEC 講師派遣活用事例集の公表について

- J-FLEC は、2026 年 3 月に金融機関による J-FLEC 講師派遣の活用事例集を公表した。

15. インパクトコンソーシアム in person 2026 の開催について

- 金融庁及び経済産業省が事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、社会的課題の解決と企業価値向上を目指す事業を推進していくため、投資家・金融機関・企業・NPO・地方公共団体等の幅広い関係者で議論を進めてきた。
- 本コンソーシアムにおいて、この 1 年間で行ってきた活動の成果を発表するとともに、インパクトの裾野を広げ、案件組成を加速させていく観点から、パネルディスカッションや展示ブース設置、ネットワーキングも実施する、「インパクトコンソーシアム in person 2026」を 2026 年 6 月 19 日に開催する予定である。
- 詳細や参加申込方法は本コンソーシアムのウェブサイトにて掲載している。本イベントはコンソーシアム会員限定のイベントにはなるが、会費の徴収は行っておらず、会員登録は随時受け付けている。各金融機関においては、是非、会員登録のうえ、積極的な御参加をいただきたい。

(参考) インパクトコンソーシアム

<https://impact-consortium.fsa.go.jp>

16. 「AI ディスカッションペーパー（第 1.1 版）」の公表について

- 2026 年 3 月 3 日、「AI ディスカッションペーパー」の第 1.1 版を公表した。
これは、2025 年 6 月から 12 月にかけて開催した「AI 官民フォーラム」での議論等を踏まえ、2025 年 3 月に公表した第 1.0 版にアップデートを加えたものである。
- 第 1.1 版では、「AI 官民フォーラム」で共有された知見等を参考とし、
 - ・ AI を顧客向けサービスに活用する場合を念頭に、①設計と事前検証、②顧客への適切な説明・注意喚起、③検証・モニタリング、④ガバナンスの 4 つの局面に分け、それぞれの局面でのリスク低減に向けた取組事例を紹介しているほか、
 - ・ AI の利活用を通じて、業務効率化や新たなビジネス創出を具体的な取組として進めるフェーズに移りつつあり、経営トップが先導して、着実に業務プロセスの改善を進めていくことが期待されることなどの追記を行っており、今後 AI の利活用を進める際の 1 つの参考としていただきたい。
- 今後も、各金融機関では、AI によるビジネスモデルの高度化すなわち「AI トランスフォーメーション」の取組も進んでいくと思うが、その際、リスク管理や法規制等の関係で、御懸念などがあれば、遠慮なく御相談いただきたい。

（以 上）